

学校感染症の種類と出席停止

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS) 南米出血熱、鳥インフルエンザ(H5N1型,H7N9型)、中東呼吸器症候群	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(H5N1型,H7N9型を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、*その他の感染症	感染のおそれなくなるまで

*** 第三種「その他の感染症」とは**

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要に応じて校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることのできる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断されます。

*** 新型コロナウイルス感染症については、2021年度は、指定感染症として扱うことになっていますので、第一種の学校感染症となります。**